四日市市消防本部告示第10号

平成23年四日市市消防本部告示第2号(四日市市火災予防条例第18条に規定する避雷設備の指定について)の一部を次のように改正する。

令和元年8月19日

四日市市消防長 坂 倉 啓 史

改正後	改正前
四日市市火災予防条例(昭和48年四	四日市市火災予防条例(昭和48年四
日市市条例第49号)第18条の規定に	日市市条例第49号)第18条の規定に
基づき、避雷設備の日本 <u>産業</u> 規格を次の	基づき、避雷設備の日本 <u>工業</u> 規格を次の
ように指定する。	ように指定する。
(1) JIS A4201 (建築物等の	J I S A 4 2 0 1 - 2 0 0 3
避雷設備(避雷針))-1992	(建築物等の雷保護)
<u>(2)</u> J I S A 4 2 0 1 <u>(建築物等の</u>	
<u>雷保護)</u> -2003	

附則

この告示は、告示の日から施行する。

(消防本部予防保安課)